

監査結果

サービス種別：通所リハビリテーション

令和5年3月31日現在（「事業所所在地」「事業所名」は監査日現在）

申請者名	事業所所在地	事業所名	監査日	文書による指摘の内容	措置 (指摘に対する是正状況)	備考
医療法人 愛生会	室戸市	介護老人保健施設あさひ	H31.3.14 ～ R1.8.28	<p>1 運営規程を変更（営業日及び利用料その他の費用の額）しているにもかかわらず、変更の届出を行っていないことが認められた。</p> <p>2 重要事項説明書において、次の（１）及び（２）が認められた。 （１）重要事項説明書に不足する事項（事故発生時の対応及び提供するサービスの第三者評価の実施状況）がある。 （２）利用申込者又はその家族に交付・説明を行い、書面で同意を得た重要事項説明書について、書面で得た同意の署名等は事業所で保管していたが、説明し、同意を得た重要事項説明書を事業所で保管していない。</p> <p>3 運営規程に不足する事項（従業員の職務の内容及び通常の事業の実施地域）及び実態と相違する事項（事業の目的及び運営の方針及び従業員の職種、員数）が認められた。</p> <p>4 医師の勤務表を作成していないことが認められた。</p> <p>5 非常災害対策について、次の（１）から（４）までが認められた。 （１）非常災害に対する防災対策マニュアルに、不足する項目（施設を取り巻く危険及び避難生活の環境づくり）及び内容が不十分な項目（日頃からの取り組み及び被災直後の応急対応）がある。 （２）防災対策マニュアルにおける水害・土砂災害対策について、不足する項目（避難準備・高齢者等避難開始の発令段階での要配慮者避難誘導体制）がある。 （３）防災対策マニュアルの点検及び見直しが定期的に行われていない。 （４）地震・津波を想定した避難訓練を２ヶ月から４ヶ月に１回実施していない。</p> <p>6 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数が基準を満たしていないにもかかわらず、リハビリテーション提供体制加算を算定）が認められた。</p>	廃止済	